

三瓶エリア観光メニュー造成等支援助成金のご案内

三瓶山広域ツーリズム振興協議会は、三瓶エリアの体験プログラムやサービス（以下「観光メニュー」という。）の造成等（新規のほか、拡大・改良を含む）を促進するため、三瓶エリア観光メニュー造成等支援助成金を募集します。

1. 助成の目的

ターゲットのニーズにあわせた観光メニューの造成等により、多様なターゲットが四季を通じて楽しめる地域として三瓶エリアの魅力を向上することで、三瓶エリアの来訪者や宿泊者の増加ならびに観光消費を拡大すること。

2. 助成対象者

- (1) 三瓶エリアを拠点として事業を営む者であること
- (2) さんべエリアツーリズムネットワークに登録していること
- (3) 複数の団体または個人で事業を実施する場合、代表者が各前号に該当していること

3. 助成対象事業

次の各号いずれも満たす観光メニューの造成等。但し、一定期間または特定の時期にあわせて実施されるもので、令和元年度末までに実施が見込まれる必要があります。

- (1) 事業分野：次の3種いずれかの分野に関する観光メニューであること

ア) 農林業・自然環境活用型	農林業やその産品、または温泉や草原、河川などの自然環境を活かしたもの
イ) 宿泊施設利用促進型	宿泊を含む体験プログラムや、宿泊の魅力を高めるサービス実施など、三瓶エリア内の宿泊施設の利用促進に繋がるもの
ウ) エコツアー・環境保全貢献型	環境保全に繋がる観光メニューの実施や、料金の一部を周辺景観の維持管理に寄附または自ら活用するなど、三瓶エリアの環境保全に貢献するもの

- (2) 事業内容：次の3種いずれかの要素を含む事業内容であること

A) 商品造成	観光メニューの内容検討、観光メニューの実施に必要な物品等の作成、購入、賃貸借や、モニター実施に関するもの。
B) 人材育成	専門家指導や研修の実施に関するもの。観光メニューの実施に必要な資格取得の場合、受講者の受講料および交通費も対象。
C) 情報発信	広報物の作成や、配布、広告の実施に関するもの。

(3) 事業対象：三瓶エリア観光計画におけるターゲットのいずれかが主対象に含まれること
(主として島根県内および山陽～関西方面の、ファミリー、シニア、女子層または外国人層)

(4) 観光メニューに新規性が認められること

(5) 事業の継続性：事業の継続・自立の見通しが具体的であること

但し、次のいずれかに該当する事業は、原則として対象外とします。

- ①ハード整備にかかる事業（事業実施に付随する施設の一部改修を除く）
- ②政治的、宗教的、反社会的活動と認められる事業

4. 助成対象経費

- (1) 人件費（事業のため、短期雇用する者の経費に限る）
- (2) 謝金及び費用弁償
- (3) 材料費及び消耗品費
- (4) 印刷製本費
- (5) 通信運搬費
- (6) 広告料
- (7) 使用料及び賃借料
- (8) その他会長が必要と認める経費

但し、国または島根県の補助を別に受けている経費はすべて対象外となります。

5. 助成額

1 事業あたりの上限額等は、下表のとおりとします。「該当数」とは、3. 助成対象事業（2）に掲げる、事業内容「商品造成」「人材育成」「情報発信」への該当数を指します。

なお、事業実施に伴い事業収入があり、決算時に剰余が出た場合、同額を助成額から減額することとなります。

該当数	助成上限	補助率	備考
3種	100万円	3分の2	事業費150万円以上で上限（自己負担50万円）
2種	50万円	3分の2	事業費75万円以上で上限（自己負担25万円）
1種	10万円	2分の1	事業費20万円以上で上限（自己負担10万円）

※予算がなくなり次第、終了となります。

6. 事業実施期間

交付決定があった日から、最長で令和2年3月20日までが実施期間となります。これより早い期間を完了日としても構いません。

交付決定日以前に支出した経費は、助成対象経費になりませんので、ご注意ください。

7. 事前相談

事業計画についての事前相談を、随時受け付けます。申請にあたっては、事前に一度ご相談ください。書類記入方法のほかにも、事業内容の検討についても承りますので、助成金の利用検討や、アイデア検討の段階でも、ぜひお問い合わせください。

申請書のご提出や、事前相談の窓口は、下記のとおり承ります。

○申請書の提出先

- ・大田市役所観光振興課（担当：生越）
〒699-2301 島根県大田市仁摩町仁万 562-3 TEL0854-88-9249

○書類の記入方法についてのお問い合わせ

下記の各役所で承ります。

- ・大田市役所観光振興課（担当：生越）
TEL:0854-88-9249 e-mail:ogoshi-kazuma762@city.ohda.lg.jp
- ・飯南町役場産業振興課（担当：高橋）
TEL:0854-76-2214 e-mail:takahashi-toshihide@town.shimane-iinan.lg.jp
- ・美郷町役場産業振興課（担当：漆谷）
TEL:0855-75-1214 e-mail:urushidani-eisuke@town.shimane-misato.lg.jp

○事業内容についてのご相談

下記の各観光協会です。

- ・（一社）大田市観光協会（担当：平田）
TEL:0854-88-9950 e-mail:s.hirata3022@gmail.com
- ・（一社）飯南町観光協会（担当：伊藤）
TEL:0854-76-9050 e-mail:ito.kazuhiro0615@gmail.com
- ・美郷町観光協会（担当：山根）
TEL:0855-75-1330 e-mail:yamane@misato-kankou.com

○様式等の掲載場所

三瓶山広域ツーリズム振興協議会のHPに掲載しています。

トップページの最下部に、「さんべエリアツーリズムネットワークのご案内」というバナーリンクがありますので、リンク先（以下のURL）をご覧ください。

<http://www.sanbesan.jp/area-tourism.html>

【助成金に関する QandA】

○要綱でいう体験プログラム、販売物品、サービスとはどういうものを指すか。

- ・下記をご参考ください。基本的には、現地で来訪者が楽しめる、または便利と感じられるものを想定しています。対象となるか不明な場合は、事務局へお問い合わせください。

体験プログラム	三瓶エリア内の魅力を、視覚（見る）だけでなく、五感で体験できるもの。
販売物品	飲食物や工芸品など、三瓶エリア内の魅力を活かした販売物。
サービス	三瓶エリア内での特典提供、物品貸出、荷物預かり、送迎、外国語対応や情報提供など、来訪者の利便性を高めるもの。

○助成対象になる観光メニューの「拡大」「改良」とはどの程度のものを指すか。

拡大	三瓶エリア外の観光メニューの導入や、観光メニューへの新規要素の追加、不定期実施していたプログラムの定例化など、回数増を行う場合 (助成対象は拡大に必要な経費に限る)
改良	満足度向上、利用者増、収益増の目的で、既存観光メニューの一部変更を行う場合 (目的が上記外のもの、不明確なものは不可。助成対象は改良に必要な経費に限る)

○助成対象になる事業期間の「一定の期間」はどの程度の範囲が認められるか。

シーズンの楽しめる観光メニューを増やし、誘客効果を高めるために、特定の1日だけでなく、ある程度の期間、体験可能なものを事業として想定しています。

但し、特殊な条件下で実施するために年1回しか開催できないもの(例：毎年十五夜限定の、仲秋の名月を宿泊付きで鑑賞する特別プログラム)などは、効果を踏まえて総合的に検討しますので、ご相談下さい。

その他、目安としては下記のとおりです(○は対象、△は検討、×は対象外)。いずれの場合も募集期間が要件であり、催行実績は問いません。

- 毎月10日に実施するもの。
- 特定の1か月間、毎週土曜日に実施するもの。
- 特定の1週間、毎日実施するもの。
- 冬季(12～2月)など特定のシーズン、月1回実施するもの。
- 予約等に合わせて随時対応するもの(特別ジビエメニューなど)。
- 天候等に合わせて実施するもの(雪原ウォークツアーなど)。
- △特定の祝日等にあわせ、年1～2回実施するもの(山の日限定キャンプツアーなど)。
- △当面、年1回実施するが、反応を踏まえて将来的な実施回数増を予定するもの。
- △年1回開催されている他のイベント等に合わせて実施し、相乗効果を狙うもの。
- ×年1回単独実施するもの。

○事業内容ごとの予算の配分に基準はあるか。

- ・予算配分は自由です。例えば商品造成と情報発信を行う内容(助成額50万円)で、内容ごとに25万ずつ、49万/1万、50万/0万の配分いずれも可です。